

## 介護職員等特定処遇改善加算（見える化要件）

### 介護職員等特定処遇改善加算とは

・2019年10月の消費増税に伴い、介護職員等の更なる処遇向上のため創設された加算です。介護人材確保の取り組みをより一層進化しつつ、経験、技能のある職員に重点化を図りながら現行の「介護職員処遇改善加算」に加えておこなわれるものとなっております。

### 介護職員等ベースアップ等支援加算とは

・コロナ克服、新時代開拓のための経済対策の一つとして、介護職員の処遇改善を目的に「介護職員の収入を3%程度引き上げるため」に創設された加算です。

### 当法人の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の算定状況（令和5年8月現在）

事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
就労継続支援B型 tree	加算Ⅰ (5.4%)	特定加算Ⅰ (1.7%)	1.3%

### 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援やサービス管理者研修、その他各種研修の受講支援
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

### 労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のため管理者の労働、安全衛生法規、休暇、退職制度に係わる研修受講などによる雇用管理改善対策の充実
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ミーティング等、職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化

### その他

- ・中途採用者に特化した人事制度の確立、勤務シフトの配慮
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童、生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

### 賃金改善を行う取り組み

- ・賃金の改定（昇給、降給）は、毎年4月に会社の実績及び従業員勤務成績等を勘案して各人毎に決定
- ・前項のほかに、特別に必要な時は、臨時に賃金の改定を行う
- ・資格、実務経験を考慮したうえで算定、資格取得を目指す者のために勤務時間の調整